

議事日程(第3号)

平成23年6月17日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(2件)
- 議案第39号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 平成23年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 2) 産業建設常任委員会付託議案(7件)
- 議案第36号 木城町特産品開発奨励条例の制定について
- 議案第37号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第38号 木城町光ケーブル共聴施設使用料徴収条例の制定について
- 議案第40号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 平成23年度木城町一般会計補正予算(第2号)(関係部分)
- 議案第43号 平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第2 総務常任委員会付託陳情審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託陳情
- 陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 農業委員の推薦について
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告
- 日程第6 各委員会の閉会中の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(2件)

議案第39号 木城町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

2）産業建設常任委員会付託議案（7件）

議案第36号 木城町特産品開発奨励条例の制定について

議案第37号 木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第38号 木城町光ケーブル共聴施設使用料徴収条例の制定について

議案第40号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）（関係部分）

議案第43号 平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第2 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

1）総務常任委員会付託陳情

陳情第3号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める陳情書

追加日程第1 意見書の提出

発議第4号 30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

日程第3 農業委員の推薦について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・特別委員会委員長報告

日程第6 各委員会の閉会中の調査

出席議員（10名）

1番 後藤 和実君	2番 堀田 廣幸君
3番 原 博君	5番 税田 輝房君
6番 神野 源生君	7番 山田 秋吉君
8番 宮崎 勝正君	9番 中竹 義一君
10番 中村 一也君	11番 甲斐 政治君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 横田 学君 議事調査係長 平野 大輔君
書記 眞崎 哲子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	田口 晃史君	副町長	三隅 英二君
教育長	小野 順章君	総務課長	半渡 英俊君
財政課長	中竹 憲俊君	会計管理者	加藤 伸一君
企画課長	間吉田辰郎君	環境整備課長	田中 義彦君
教育課長	伊藤 章君	税務課長	中村 宏規君
福祉保健課長	石井 雄二君	町民課長	橋本未知男君
産業振興課長	長友 英親君		

午前9時00分開議

○事務局長(横田 学君) 皆様、おはようございます。議会の開会に先立ち、ご案内をいたします。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長(甲斐 政治) おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長(甲斐 政治) 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案2件、議案第39号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号平成23年度木城町一般会計補正予算(第2号)関係部分、以上2件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長(山田 秋吉君) では、審査報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第39号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

議案第42号平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分について、原案可決です。

以上でございます。

○議長（甲斐 政治） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第39号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号中、関係部分に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会付託議案7件、議案第36号木城町特産品開発奨励条例の制定について、議案第37号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第38号木城町光ケーブル共聴施設使用料徴収条例の制定について、議案第40号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、議案第43号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上7件について、産業建設常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 本委員会に付託されました事件は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第36号木城町特産品開発奨励条例の制定について、原案可決。

議案第37号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第38号木城町光ケーブル共聴施設使用料徴収条例の制定について、原案可決。

議案第40号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第41号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第42号平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）関係部分、原案可決。

議案第43号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決でございます。

産業建設常任委員会に付託されました議案第42号の審議において、各委員により出されました意見を報告いたします。

まず、温泉館「湯らら」は平成12年度4月に開設し、現在11年が経過中で、これまでも小規模な施設改修は行われました。（「委員長、慌てんでいいから正確に」と呼ぶ者あり）はい。今回、施設改修に伴う設計委託料2,080万5,000円が計上されていますが、これからの設計協議においては、施設の問題点を十分精査され、耐久性のある建築材や機材を使用するなど、長期に使用できるよう設計されるよう要望します。

次に、中八重緑地公園については、今回の防球ネット工事で、ほぼ整備が終了するものと考えます。今後は、施設の有効利用と施設の維持管理費等の経費節減に努力が必要であります。そのために、担当課におかれましては、利用促進計画の策定と本町の他の公共施設との整合性を図るため、使用料の徴収について検討されるよう要望します。

○議長（甲斐 政治） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第36号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第40号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号中（関係部分）に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

以上で、産業建設常任委員会に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員会に対する質疑を終わります。

ただいまより8議案について、議案番号順に従い討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることにいたします。

まず、議案第36号木城町特産品開発奨励条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号木城町コミュニティ多目的広場の設置及び管理に関する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号木城町光ケーブル共聴施設使用料徴収条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号木城町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号公の施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号木城町川原自然公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号平成23年度木城町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長、産業建設常任委員長の報告はともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号平成23年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2. 総務常任委員会付託陳情審査結果報告

○議長（甲斐 政治） 日程第2、総務常任委員会付託陳情審査結果報告を行います。

陳情第3号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める陳情書について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 陳情審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規

定により報告します。

付託年月日、平成23年6月10日、30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書の提出を求める陳情書、審査の結果、当委員会としては採択ということでございます。

慎重審議をしていただき、採択していただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

陳情第3号についての委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

陳情第3号に対する総務常任委員長の報告は採択であります。

ただいまより討論を行います。本件に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政治） 賛成全員。したがって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前9時18分休憩

午前9時21分再開

○議長（甲斐 政治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま山田秋吉君ほか3名から発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）が提出されましたので、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、意見書の提出、発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を追加日程第1として日程を追加し、

議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第4号

○議長（甲斐 政治） 追加日程第1、意見書の提出、発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議題といたします。

発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）を議事調査係長に朗読いたさせます。

○議事調査係長（平野 大輔君） 朗読いたします。

30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も、国会において成立しました。これは、30年ぶりの学級編成標準の引き下げであり、少人数学級の推進に向け、ようやくスタートを切ることができました。

今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校2年生から中学校3年生までの学級編成標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。1人1人の子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。

新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加します。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記。

1、きめ細かい教育の実現のために少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。

4、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、日常化している超過勤務に対し、実効ある縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成23年6月、宮崎県木城町議会。

総務大臣片山善博殿、財務大臣野田佳彦殿、文部科学大臣高木義明殿。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 議事調査係長の朗読が終わりました。発議第4号について、提出者、7番、山田秋吉君の趣旨説明を登壇の上、求めます。7番。

○議員（7番 山田 秋吉君） では、発議第4号について趣旨説明を行います。

係長のほうから朗読をしていただきましたので、前文は省略したいと思います。

一つ、きめ細かい教育の実現のために少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

3、家庭の所得の違いによって子どもたちの教育や進路に影響が出ないように、就学援助制度を拡充すること。また、そのための国の予算措置を行うこと。あわせて、奨学金制度について、「貸与」から「給付」方式に改善すること。

4、学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

5、教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。あわせて、日常化してる超過勤務に対し、実効ある縮減対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（甲斐 政治） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。発議第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 質疑なしと認めます。

これより発議第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、発議第4号30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書は総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、30人以下学級実現・義務教育国庫負担制度拡充に係る意見書は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣に提出することに決定いたしました。

日程第3. 農業委員の推薦について

○議長（甲斐 政治） 日程第3、農業委員の推薦についてを議題といたします。

去る5月19日付で、町長から農業委員の任期満了に伴う、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による、選任委員の推薦依頼の文書が参っております。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員に坂本康充君を推薦したいと思います。

ただいま議長において指名いたしました坂本康充君を議会推薦の農業委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。したがって、坂本康充君を議会推薦の農業委員に推薦することに決定いたしました。

日程第4. 議員派遣の件

○議長（甲斐 政治） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第120条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第5. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告

○議長（甲斐 政治） 日程第5、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、山田秋吉君。7番。

○総務常任委員会委員長（山田 秋吉君） 総務常任委員会としては、9月議会以前に政務調査を行いたいということで、現在調整を行っております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、産業建設常任委員長、税田輝房君。5番。

○産業建設常任委員会委員長（税田 輝房君） 産業建設常任委員会所管事務調査に係る研修について報告いたします。

期日は、平成23年6月24日金曜日、研修先、第6次産業化の取り組みについての研修2カ所、綾町農業生産法人「福富農産」、高原町農事組合法人「はなどう」農産物直売所「杜の穂倉」。産業建設常任委員会の所管事務調査を行います。

よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会運営委員長、宮崎勝正君。8番。

○議会運営委員会委員長（宮崎 勝正君） 議会運営委員会の報告をいたします。

議長より諮問を受けております議会改革について、今月の29日に午後、新富町との懇談会、意見交換会、それからその後、また、日程は決まっておりますが、8月中いっぱいその件について研修を行い、議長に報告したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 次に、議会広報編集特別委員長、中竹義一君。9番。

○議会広報編集特別委員会委員長（中竹 義一君） 報告します。7月20日の発行に向け、6月

29日、7月1日、7月5日、7月8日、7月13日の5日間かけ編集作業委員会を開催いたします。

なお、原稿を依頼された方につきましては、期限内提出をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 政治） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

日程第6. 各委員会の閉会中の調査

○議長（甲斐 政治） 日程第6、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会、臨時会に係る事項について、各常任委員長から所管事務の調査について、議会広報編集特別委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、閉会中の調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政治） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、各常任委員長、議会広報編集特別委員長から申し出のとおり閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政治） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

去る6月10日に開会されて以来、本日までの8日間にわたり、慎重にご審議をいただき、また執行部におかれましても特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで平成23年第4回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長（田口 晃史君） 一言お礼を申し上げます。

8日間にわたる審議、ありがとうございました。今議会に上程をいただきました10議案、すべて原案のとおり議決、同意をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

肉づけいたしました予算、そして当初予算と合わせまして、今後町の振興と住民の福利向上に一層努力してまいります。皆様方のますますのご指導なりご支援をいただければありがたいと思います。

なお、当面します行事につきまして、お手許に配付をしてございます。喫緊には消防操法大会

が25日に開催されますので、ご出席をいただきまして、激励をいただければ大変ありがたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政治） 次に、副町長から発言を求められていますので、これを許します。

○副町長（三隅 英二君） 失礼します。一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私ごとですが、このたび一身上の都合によりまして、木城町副町長並びに有限会社「グリーンサービス・コスモス」の代表取締役を辞職することにいたしました。

私は1974年、あの読売ジャイアンツの長嶋茂雄選手が「我が巨人軍は永遠に不滅です」との有名なせりふで引退をされました昭和49年に、この木城町役場に奉職をし、以来、一般職員として28年10カ月、そして平成15年の田口町長が初当選された6月から、助役、副町長として2期8年間、合わせまして36年と10カ月の間、いろんな部署で仕事をさせていただきました。

その中で、一番印象に残っておりますのが、電源関係の仕事であります。田口町長が企画課長時代、平成4年から一緒に仕事をしてきたわけではありますが、当時、木城町の将来の財政状況を考えますと、これはやりがいのある仕事だなと感じたものです。

今や木城町は、県下26市町村の中で、最もすぐれた財政状況の町になっていることは、皆さん既にご承知のとおりであります。そのほかにもたくさんの思い出がありますが、それは、今後私が一人で静かに振り返ってみたいと思っております。

皆さん方には、健康に十分留意をされまして、田口町長ほか職員、執行部と議会議員皆様方が一体となって、このすばらしい木城町をより発展していただきますようご尽力をお願いしたいと思います。本当に長い間ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（甲斐 政治） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（横田 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前9時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員